

## 尾張旭市防災会議 会議録

### 1 日時

平成28年1月27日（水）

開始 午後2時

終了 午後2時50分

### 2 場所

尾張旭市役所 講堂1・2

### 3 出席委員 21名

市長、愛知県守山警察署長、副市長、都市整備部長、消防長、尾張旭市消防団長、尾張旭市婦人消防クラブ会長、瀬戸旭医師会長（代理）、尾張旭市歯科医師会長（代理）、瀬戸旭長久手薬剤師会、中部電力(株)旭名東営業所長（代理）、東邦瓦斯(株)瀬戸営業所長、(株)NTTフィールドテクノ名古屋東フィールドサービスセンタ長、日本赤十字社尾張旭市地区奉仕団委員長（代理）、尾張旭市自治連合協議会、愛知県尾張県民事務所長（代理）、尾張建設事務所長（代理）、愛知県瀬戸保健所長（代理）、尾張旭市土木業協会副理事長、尾張旭市建築業協会会長、尾張旭市管工事業協同組合代表理事

### 4 欠席委員 2名

教育長、愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会副会長

### 5 傍聴者

0名

### 6 事務局出席職員

総務部長 野村 孝二、災害対策監兼災害対策室長 伊藤 成人、災害対策室長補佐 福士 貴治、災害対策室係長 高倉 哲郎、災害対策室主事補 小西 浩範

### 7 議題等

- (1) 平成27年度改訂版「尾張旭市地域防災計画」の修正要旨について
- (2) 平成28年度尾張旭市総合防災訓練実施計画（案）について
- (3) その他

### 8 議事

災害対策係長	<p>委員の皆様には、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。  本日の出席委員は、21名であります。  尾張旭市防災会議条例第5条第2項による定足数に達しております。</p> <p>ただいまから平成27年度第2回尾張旭市防災会議を開催いたします。  私、本日の司会進行を務めさせていただきます尾張旭市役所総務部災害策室災害対策係長の高倉でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、事務局より委員の皆様方にお詫び申し上げます。  本日の会議資料の送付が大変遅くなり、事前の資料内容の確認には十分な期間を設けられない状況となり大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。</p> <p>本日の会議資料の確認をさせていただきたいと思います。事前送付いたしました、尾張旭市地域防災計画の修正要旨、尾張旭市地域防災計画修正案以外に5種の資料を配布いたしました。資料の落丁、不足のある方は、お申し出ください。</p> <p>なお、本日の会議におきましては、尾張旭市防災会議運営要綱第5条に基づき、公開の対象とするとともに、会議録作成のため、録音させていただきますので、御了承ください。</p> <p>それでは、前置きが長くなりましたが、次第に沿って会議を進めさせていただきます。初めに本会議の会長であります水野市長からあいさつを申し上げます。</p>
市長	(市長あいさつ)
災害対策係長	<p>本会議の議長は、会長であります尾張旭市長が務めますので、よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>それでは、次第に沿って、本日の議題に入らせていただきます。  次第の2(1)「尾張旭市地域防災計画修正要旨について」です。  ではまず事務局より説明をお願いします。</p>
災害対策監兼 災害対策室長	<p>災害対策室長の伊藤でございます。  本日の議題(1)「平成27年度改訂版尾張旭市地域防災計画修正要旨について」御説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料1「尾張旭市地域防災計画の修正要旨」をご覧ください。  今回も、大変多くの修正項目がございます。  詳細な内容の説明、また修正箇所の説明は省略させていただき、修正の要旨のみの説明とさせていただきますのでお許しください。</p>

それでは、

「1 地域防災計画修正の根拠」でございます。

災害対策基本法第42条では、「市地域防災計画は、本市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の計画について定めた総合的な計画でありまして、防災基本計画に基づき、市域に係る地域防災計画を作成し、必要に応じて毎年検討を加え、必要があるときは、修正しなければならない。」とされています。

また、同法16条では、「地域防災計画の作成及び修正は、市防災会議の所掌事務とされている。」ことにより本日、市防災会議を開催させていただきました。

基本的には法改正などがありますと計画を修正することになりますが、主に愛知県地域防災計画の修正内容を参考として、本市に適合する事項について修正を加えております。

「2 南海トラフ地震における尾張旭市独自の被害想定への反映」でございます。

先ほど、愛知県の修正内容に基づき、本市の計画も修正すると申しましたが、（先ほどの市長のあいさつでもありましたが、）今回の計画の修正で、「この項目」につきましては、市独自の修正ですので、冒頭に説明をさせていただきます。

別の資料を用意しました。お手元の資料2A4横長の資料「尾張旭市地域防災計画修正に係る地震及び被害の想定の見直し」をご覧ください。

これまでの本市の地域防災計画における地震災害対策計画では、平成16年の被害想定データから「東海・東南海地震連動地震」及び「猿投一高浜断層地震」の2つのタイプの地震を想定した被害想定を計画に明記しておりました。

表の左の「東海・東南海地震連動地震」とは、海溝型の地震で「東海地震」と「東南海地震」の2箇所を震源とする地震が同時に起きた場合の地震であります。

表の右の「猿投一高浜断層地震」は、西加茂郡藤岡町（今は豊田市）から大府市を經由して西尾市に至る断層帯が、ズレを起こした場合の地震で内陸型の地震であります。

なお、この「猿投一高浜」の地震の発生確率は、海溝型の地震に比べ極めて低いとされています。

しかしながら、被害想定の数値はご覧のとおり、左の「東海・東南海」と比べていただいてもわかりますように、かなり大きな数字が出されておりました。

当時は、愛知県をはじめ、どの自治体も災害対応として発生確率の高い、左の「東海・東南海地震連動地震」の被害想定を採用しておりましたので、本市におきましても、同様にこの東海東南海2連動の地震の被害想定による防災対策を進めてきました。

そして約10年が経過した訳ですが、東日本大震災の発生により、大きく防災対策の変更を余儀なくされました。

そこで、本市は、平成24年度から名古屋産業大学の菅井教授、名古屋大学の森教授らの研究に加わり、官学連携により新たな地震動及び被害想定に取り組みに着手し、平成26年度には、お二人の監修により尾張旭市独自の地震危険度マップデータ作成業務及び地震被害想定業務を実施しました。

その結果、資料右下に記載してあります震源の異なる6種類の地震について、それぞれの震度予測並びに被害想定を独自手法により算出したしました。

この震源の異なる6種類の地震のうち、本市に与える影響が極めて大きく、発生確率が高いと言われております「南海トラフ地震過去最大」を本市の地震対策の想定地震とし採用し、計画を修正し、今後の地震対策を進めることとします。

右の表をご覧ください。南海トラフ過去最大の地震規模はM8.7、本市の震度は5強から6弱。

人的な被害として、死者17人、負傷者426人。

建物被害として全壊家屋418棟、半壊家屋1052棟、最大避難者数8262人、このうち半数は、家は壊れず、避難所への避難は避けられたものの、ライフラインの断絶などにより、水、食糧などがなくなり、避難所へ物資を取りに来ざるを得なくなった自宅避難者も含まれております。

従来の左の表の「東海・東南海地震連動地震」と比べていただくと、全ての数値が多くなっております。

今後、防災対策の強化が必要となってきますが、例えば死者数が増えたことにより、遺体安置の場所の確保が必要となります。

また、避難者数が3倍弱に増えることにより食糧、水の備蓄を増やす必要があります。

さらに、避難所となる小中学校での受入人数の見直しや施設利用の見直しも必要となります。

また、市民の方には、今回の被害想定により危機意識をさらに高めていただき、防災・減災のため、特に「自助」の意識を持っていただき、

引き続き、基本となります、家の耐震化、家具の転倒防止を図っていただくよう強く呼び掛けていくことが必要となります。

以上が、今回の計画修正で最重要な項目として、従来の被害想定を見直し、「南海トラフ地震における尾張旭市独自の被害想定」に修正することといたします。

資料1にお戻りください。

3 その他主な修正事項でございます。

修正項目につきましては、11項目について修正等をおこないました。順に修正点等について御説明いたします。

(1) 国土強靱化基本計画の策定等に伴う修正でございます。

平成26年6月に国の内閣官房（国土強靱化推進室）が国土強靱化基本計画を策定し、昨年平成27年8月に県は、愛知県地域強靱化計画を策定しました。

今回の尾張旭市地域防災計画修正におきまして風水害及び地震災害計画の第1編第1章の「計画の目的・方針等」にこれらの計画を位置付け、必要な修正を行うものであります。

続きまして、

(2) 避難行動に係る章の新設でございます。

まだ、記憶に新しいですが、平成26年8月の広島市土砂災害の発生や平成26年9月に内閣府が示しました「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改正等を踏まえ、命を守るための避難行動に係る

対策を整備・充実させるため、「災害予防の編」に「避難行動の促進対策」を、「災害応急対策の編」に「避難行動」の章を新設いたしました。

次に、(3) Lアラートへ災害情報の提供を開始したことに伴う修正でございます。

Lアラートとは（公共情報コモンズ）と呼ばれていますが、総務省の公共情報を配信するシステムことであります。

愛知県は平成27年4月から県民に対し多様で身近なメディアを通して、災害情報等を迅速かつ確実に受け取ることができるようにするため、県内市町村が発表する避難勧告や避難指示の発令や避難所の開設等の情報をこのLアラートに提供することとしたことに伴いまして、本市においても、愛知県の修正に合わせて修正をおこなうものです。

次に、(4) 土砂災害防止法の一部改正等に伴う修正でございます。

平成26年11月に、土砂災害防止法が一部改正され、市地域防災計画において、「土砂災害警戒区域」（本市では平成18年に長坂町南山の一部1箇所、愛知県の指定を受けております）について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることとされたことに伴い必要な修正を行いました。

次に、(5) 指定公共機関の追加に伴う修正でございます。

国が、指定公共機関を追加指定したことに伴い、独立行政法人地域医療機能推進機構、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の業務を追加いたしました。

次に、(6) 建築物の耐震化策の拡充に伴う修正でございます。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正等を踏まえまして、指定避難所などの防災上重要な建築物を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることに伴い、必要な修正を行っております。

次に、(7) 家庭内備蓄として備えるべき備蓄量の見直しに伴う修正でございます。

中央防災会議が平成26年3月に策定しました「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を踏まえ、各家庭内の備蓄量として備えるべき飲料水、食料その他の生活必需品の数量を従来の「3日分程度」から「3日以上、可能な限り1週間分程度」と見直すことに伴い、本市としましても同様の対応とすることとし、必要な修正を行いました。

本市におきましても、先に説明でも申しましたとおり、被害想定の見直しに伴う、避難者数の増加により、「公助」としての備蓄数量等の見直しも図り、整備を進めてまいります。

次に、(8) 愛知 DPAT の設置・運用について定めたことに伴う修正でございます。

愛知県内外における地震等による大規模自然災害及び大規模事故災害等の発生時において、精神科医療機関の支援、被災者の心のケア活動などを行う愛知 DPAT（災害派遣精神医療チーム）の設置及び運用（「運営」となっておりますが「運用」の間違いです。訂正をお願いします。）に関して定めたことに伴い、必要な修正を行いました。

	<p>次に、(9) 災害時における放置車両の移動等が規定されたことに伴う修正でございます。</p> <p>平成26年11月に、災害対策基本法が一部改正され、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策について規定されたことに伴い、必要な修正を行いました。</p> <p>次に、(10) 愛知県災害多言語支援センターを設置することとしたことに伴う修正でございます。</p> <p>愛知県が多言語情報の提供と被災外国人に通訳や翻訳による支援等を行う組織として、災害の発生時に「愛知県災害多言語支援センター」を設置することとなったことに伴い、外国人等に対する防災対策として必要な修正を行いました。</p> <p>最後になりますが、(11) 応急仮設住宅の設置に係る方針の整理に伴う修正でございます。</p> <p>内閣府・国土交通省の通知「大規模災害発生時における被災者の住まいの確保に向けた取組の充実について」に基づき、応急仮設住宅の設置に係る賃貸住宅の借上げによる方法を積極的に活用すること等を基本方針に追加記載するなど、必要な修正を行いました。</p> <p>以上が「3 その他主な修正事項」の11の修正項目でありました。 大変多くの修正項目がありました。 これをもちまして、議題1 平成27年度改訂版「尾張旭市地域防災計画」の修正要旨についての説明は終わらせていただきます。 よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。</p>
市長	<p>ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問などがあればお受けいたします。</p>
	<p>(質問・意見等なし)</p>
市長	<p>御意見、御質問もないようですので、ただいま説明いたしましたこのことについて、原案どおり決定することについて、御異議ございませんか。</p>
	<p>「異議なし」との声</p>
市長	<p>御異議なしと認めますので、「平成27年度改訂版尾張旭市地域防災計画」の修正要旨について、原案どおり決定します。 続きまして、次第の2(2)「平成28年度尾張旭市総合防災訓練実施計画について」です。事務局より説明をお願いします。</p>
災害対策室長補佐	<p>災害対策室長補佐の福士でございます。 議題(2)「平成28年度尾張旭市総合防災訓練実施計画(案)について」</p>

御説明申し上げます。

平成27年度の総合防災訓練におきましては皆様方に御理解及び御協力いただき誠にありがとうございました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

平成27年度の総合防災訓練では、市民が行う訓練をテーマとして訓練を計画し実施いたしました。平成26年度まで実施して見せる訓練から変更したことにより様々な意見をいただきましたが、参加された地元との意見からは大変有意義であったとの意見を多く頂きました。複数の訓練を経験することによって市民自らが学ぶ機会を増やし、自助・共助の意識啓発に繋がったのではないかと感じております。昨年度の反省点として、地元住民への事前説明の遅れ、準備、訓練進行、撤収等の反省点がいくつか挙げられております。

総合防災訓練がより効果的かつ効率的な訓練として実施できることを災害対策室では検討を続けて参りました。

本日配布いたしました資料3「平成28年度尾張旭市総合防災訓練実施計画（案）」及び資料4「平成28年度尾張旭市総合防災訓練実施要領（案）」の計画及び実施要領についての内容をまとめ、資料5により御説明申し上げます。

それではお手元の資料5をご覧ください。前方スクリーンのパワーポイントにより御説明いたします。

平成27年度の総合防災訓練は、昨年度まで実施しておりました『見せる訓練』から『市民が行う訓練』に内容を変えて計画し実施しました。参加している市民が複数の訓練に参加体験することにより市民自らが学ぶ機会を増やし、自助・共助を中心とした訓練内容としました。

平成27年度の総合防災訓練については、地元住民から実施広報の不足を指摘されました。今後は、開催日時や場所、内容について早い時期にPRを行い、多くの市民が訓練に参加する意欲を促進します。

市民参加型の訓練である以上は参加したことによって知識や技術の向上を目指すことが大切です。そのために、内容を見直しします。

訓練ブースに防災Q&Aを掲示し、素朴な疑問解決に繋がる方法を考えています。

防災啓発への取り組みは、幅広い年齢層を対象とする目的から、防災教育の一環として会場となる三郷小学校、教育行政課に協力をお願いし、小学生の参加を求め、訓練を体験することにより防災について学ぶ機会を取り入れていこうと考えております。

避難所運営訓練へ参加している市民は他の訓練に参加できない。また、時間的な制限もあり充実した内容の訓練が出来ていない等の意見をいただきました。例年、秋に避難所生活体験訓練を実施しており平成28年度からは各校区での避難所運営訓練を別に計画し実施することとし、総合防災訓練の実施項目から切り離すことで検討しています。

総合防災訓練から避難所運営訓練を切り離して実施することの検討要因とし、時間的な制限と参加者が他の訓練に参加できない点を検討しより多くの市民が参加できる訓練を行うために避難所運営訓練を切り離して実施することとして計画いたしました。

平成28年度総合防災訓練の基本方針としまして、「市民一人ひとりが災害時に何をすべきか！」を考える機会とし、防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会といたします。

平成28年度の総合防災訓練のテーマですが、「災害に備えた自助、共助」をテーマに行政機関、防災関係機関、地域が防災対策の意識を高め、防災力の強化を図ることを目的とします。

訓練実施計画を作成するにあたり、次の5点に重点をおき計画を作成いたしました。

災害対応力の向上、効果的な訓練の推進、防災関係機関等との連携強化、災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実、男女共同参画の推進

訓練実施予定日ですが、実施日時は平成28年8月28日（日）午前8時から11時30分まで。昨年より30分間延長しております。

実施場所については、尾張旭市瀬戸川町1丁目122、尾張旭市立三郷小学校にて実施いたします。

主催は尾張旭市となります。

平成28年度の総合防災訓練は、平成27年度に実施した際の参加機関同様で調整予定ですが、先ほどお話いたしました避難所運営訓練を項目から切り離し、別に計画する関係上、4月以降に調整させていただきたいと思っております。

訓練の目的ですが、基本方針、テーマにも掲げました、「自助」・「共助」の推進。地域における防災・減災意識の啓発を図ることを目的と致します。

訓練概要については記載のとおり大規模地震災害措置法、災害対策基本法、地域防災計画に基づき実施いたします。

訓練想定は、地域防災計画の見直しについて御説明しましたとおり尾張旭市の被害想定の見直しを行いました。その想定に合わせた被害想定により訓練を実施いたします。

訓練の項目ですが、実働訓練といたしまして、赤色の文字の訓練を新たな訓練項目として実施したいと考えております。

訓練の内容につきましては導入検討訓練項目として後ほど御説明いたします。

次に災害体験訓練ですが、大幅な変更はありませんが、参加関係機関と新年度に入り早い段階で訓練内容を調整していきます。

災害対応展示では災害用小型発電機積載車両を展示いたします。

車自体に発電機が搭載されているため、災害時に発電機を搬送することなく車が移動してそのまま使用できる車両を展示いたします。

防災機関等との連携訓練については次の平成28年度から導入項目として後ほど御説明いたします。

	<p>平成28年度から導入を検討しております訓練項目について御説明いたします。</p> <p>「情報収集・伝達訓練」ですが、三郷自主防災組織の皆様にご協力いただき地域の災害情報や避難状況を確認していただき、ホワイトボードに必要な情報を整理し、市役所災害対策本部へ情報伝達を行う訓練を導入いたします。地域と行政の連携の訓練となります。</p> <p>「119番通報訓練」は火災を発見した際、どのような通報内容が必要なのかを知っていただくための訓練を初期消火訓練のブースに設けて実施していただきます。</p> <p>「高所救出訓練」は、高所に避難している方を安全に救出する方法を消防署員の指導により行う訓練となります。今までは倒壊建物の下敷きになっている救出訓練を数年実施してきましたが、逃げ遅れた方は必ずしも下敷きの方ばかりではありませんので新たに導入を検討いたしました。</p> <p>「ロープワーク訓練」ですが、私が消防署にいた頃に災害時に役立つロープワークを教えて欲しい！と市民の方から言われたことを思い出し、防災訓練で実際に導入してみてもどうかと検討した項目です。内容については消防署員と調整し内容を検討する予定です。</p> <p>緊急物資搬送ですが、現在具体的な内容は調整中ですが、市内大手スーパーとの災害協定に基づき、総合防災訓練で日用品、衣服等の物資搬送を実際の訓練で行うことを検討しております。</p> <p>御説明もいたしました実施計画案におきましては平成27年度の反省点、改善点から検討しました現時点での災害対策室としての実施案でございます。</p> <p>これをもちまして、議題2 平成28年度「尾張旭市総合防災訓練実施計画（案）」についての説明は終わらせていただきます。</p> <p>よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。</p>
市 長	ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問などがあればお受けいたします。
	質問・意見等なし
市 長	御意見、御質問もないようですので、ただいま説明いたしましたこのことについて、原案どおり決定することについて、御異議ございませんか。
	「異議なしとの声あり」

<p>市長</p>	<p>御異議なしと認めますので、「平成28年度尾張旭市総合防災訓練実施計画（案）」について、原案どおり決定します。</p> <p>続きまして、次第3「その他」に入ります。 事務局より報告事項がございますのでお願いします。</p>
<p>災害対策監兼 災害対策室長</p>	<p>それでは、次第3「その他」の報告事項「防災会議委員の女性委員の登用」について説明させていただきます。</p> <p>地域防災計画 風水害編 P110 及び地震災害編 P341 には「避難所の運営」の規定があります。</p> <p>風水害編 P110 を見てください。中段ですが「(5) 男女共同参画の観点から、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。」と規定しております。</p> <p>次に、資料別紙「第2次尾張旭市男女共同参画プラン（抜粋）」をご覧ください。</p> <p>本市では、平成25年12月に「尾張旭市男女共同参画推進条例」を制定し、平成26年4月に施行しました。</p> <p>そして昨年（平成27年）3月に、この条例を具現化するための「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」を策定しました。</p> <p>そのプランは平成27年度から平成36年度の10年間の計画ですが、そのプランの中でも、「地域防災における男女共同参画の推進」として「女性の参画を推進し、女性の視点を盛り込んだ防災・災害時対策を講ずる」としており、その推進を図るための「数値目標」が設定されております。</p> <p>災害対策室が取り組む事項の「数値目標」として「防災会議における女性委員数」を「平成31年度までに4名」、最終年度となる「平成36年度までに6名」の女性委員とする目標がかかげられております。</p> <p>現在の防災会議の委員は23名で、そのうち女性委員は、婦人消防クラブの西尾様、日赤奉仕団の西山様、瀬戸保健所長の大野様の3名です。</p> <p>委員の数の決めは、「尾張旭市防災会議条例 第3条」に「防災会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。」と規定しておりますが、現在23人の委員皆様に委嘱させていただいておりますので、まだ定数に2名の余裕がございます。</p> <p>そこで新年度から、女性委員を増員するため、市内で女性が中心となって活動されている団体をお願いをし、2名の委員の増員を図り、目標値に近づけたいと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局からの報告は以上でございます。</p>
<p>市長</p>	<p>ただいまの事務局の説明及び全体をとおしまして、御意見、御質問などがあればお受けいたします。</p>

尾張旭市婦人 消防クラブ 会長	4月から2名増えて、女性委員が5名となるわけですが、まだ目標には達していませんが、今後はどうされるつもりですか。
災害対策監兼 災害対策室長	<p>防災会議の委員は、一部のあて職の委員様を除き、その他の委員の皆様は、所属機関、団体から推薦をいただき、市長が任命する形式をとっています。</p> <p>以前からも、市からは所属機関の方には、前例からか男性の推薦をされるところが多いので、女性職員の推薦をいただいても構いませんとお伝えしております。</p> <p>今後も改選の時を通じて、女性委員を増やすための推薦の御理解及び御協力をお願いしていきたいと考えております。以上でございます。</p>
市 長	御意見、御質問もないようですので、ただいま説明いたしましたこのことについて御理解、御協力のほどよろしくお願いいいたします。
市 長	以上で、本日の議題等は終了いたしました。進行を事務局に戻します。
災害対策係長	<p>慎重に御審議賜りありがとうございました。</p> <p>委員の皆様におかれましては、尾張旭市の防災行政推進に、一層の御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げ、本日の尾張旭市防災会議を終了させていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>